

第 52 期（令和 2 年度）熊本地方最低賃金審議会

第 52 期第 12 回 本審 議事録

1 日 時 令和 2 年 10 月 14 日（水） 15 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、高峰委員、
本田委員、山田委員

（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員

（使用者代表委員） 岩田委員、加島委員、近藤委員、
原委員、渡邊委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、中野賃金室
長、嘉悦賃金指導官、辛川給付調査官

4 議 題

- （1）熊本県特定最低賃金の改正について
- （2）熊本県特定最低賃金専門部会の廃止について
- （3）今後の日程について
- （4）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日も、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。
ます。

ただいまから第 52 期第 12 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員のご出席は 14 名でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は取材のために報道関係の方がお見えで

ございます。最低賃金制度、最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

また、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして会議の公開の掲示をいたしておりましたが、傍聴のお申し込みはございませんでした。

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

会長 こんにちは。それでは議題に入ります前に、熊本地方最低賃金審議会運営規程第9条第1項に基づきまして、本日の議事録署名人を指名したいと思います。労側は本日は猿渡委員にお願いできますか。

猿渡委員 はい。

会長 では、お願いいたします。使用者側は加島委員にお願いします。

加島委員 はい。

賃金指導官 それでは、申し訳ございませんが、ここでマスコミの方には、一度ご退出をお願いいたします。

(マスコミ 退室)

会長 まずは電気機械、輸送機械、及び百貨店、総合スーパーの3種類の特定最低賃金の改定についてでございます。電気機械専門部会、輸送機械専門部会及び百貨店専門部会のいずれにおいても、改正決定に係る審議が全会一致で結審いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とし、既に答申文の写しをお手元にお配りいたしておりますので、朗読は省略をさせていただきたいと思えます。

それでは、各専門部会における審議経過につきまして、各専門部会の部会長から報告をお願いしたいと思います。

まず、電気機械専門部会におきまして、部会長の私から報告をいたします。

電気の方は、結果的には2回の議論で結審に至りました。労側の方が最初の提示がプラス24円ということでした。電機産業の動向や今後の見通し等について分析しながら、熊本の地域性に配慮した数字ということでプラス24円の提示がございました。それに対して、使用者側の方は発生から4年半になりますけれども熊本地震、それからコロナ禍、7月の熊本豪雨という非常に厳しい状況が続いていて、しかも先が見えないんだということで、労側の主張は分かるけれども、使用者側としてはプラスゼロ円を提示したいというご説明がございました。労使、本当にそれぞれ気持ちの込もった提案でございました。

続く2回目の会議の中で、労側の方から新しい数字を出していただいて、電機連合で集計された各種のデータも示しながらプラス12円という数字を出していただきました。これに対して、使側の方から、労側の主張もある程度分かりましたということで、経営環境が非常に苦しいところではあるがプラス3円ということで、リーマンショックのときも一応プラス3円という結論になっていたとのご説明がございました。プラス12円とプラス3円というところまで、労使双方から大幅に歩み寄りいただきました。

それから、公労、公使、それぞれの会議を断続的に開きました。その中で1つ、専門部会委員の共通認識というか目標になったのは、現実的にどんな金額であれば、労使双方が一致できるのかということをそれぞれが考えていただきました。その結果、労側からプラス4円、使側からもプラス4円という数字をお出しいただきまして、ここで労使の提示額が同じになり、労使協調による全会一致になりました。

労使双方のそれぞれの歩み寄りと真摯な議論に感謝したいと思います。電気機械専門部会の報告は以上です。

それでは、続きまして、輸送機械専門部会のほうから審議経過の報告をお願いします。

公益委員

それでは、輸送機械専門部会の審議経過について説明させていただきます。

輸送機械の方は、第1回が労側プラス10円の894円の提示、使側プラス1円の885円のご提示をいただきました。その理由といたしましては、労側からは、今、厳しい経済状況の中で

スーパーと比較して、熊本県の百貨店、総合スーパーの特定最低賃金は低い数字にあるのだと、また実際の募集賃金の水準に関する資料を示されて、最低でも800円以上で募集がなされている実態があるというご指摘、またコロナ禍においても有効求人倍率は1倍を超えていて、募集賃金は上がっているといったことを踏まえて、近県である山口県における百貨店特定最賃が対地賃比率で102.8%というところから、プラス23円、815円という数字が、初回の労側の提示でございました。

使側からは百貨店、総合スーパーの販売動向や地元の百貨店の状況ですね、これはコロナ禍において賃下げが行われているといったこと、また厳しい経営状況、コロナウイルス感染症の特有の事情ですね、拡大し落ち着いたかと思ったらさらに拡大とするという先行き不透明な状況下において、据え置き以外の選択肢はないのではないかとということが指摘されまして、プラス2円で、地賃額を1円上回る794円という初回提示がありました。これは、特定最低賃金の趣旨を十分に考慮いただいて、当初からプラス2円という提示はいただいていたところでした。

ですが、これでも21円の乖離がありますので、10月1日の第2回においては、さらなる審議がなされています。労側からは連合熊本まとめの賃上げ率ですね、こちらの数字を引かれて、2020年春闘の賃上げ率が1.94%という数字からプラス16円、808円という提示がなされています。

これに対して、使側からは、第1回目で伝えられた百貨店、スーパーをめぐる厳しい経営環境、これは第2回だったからといって変わるところありませんし、ちょうどその間に報道で百貨店が厳しい状況が伝えられていたところも引用されて、第1回目の提示額をそのまま維持されプラス2円、794円のままということで、第2回目の初回提示をいただいたところです。

この後、公労、公使での協議をさせていただいて、第2回目では、もう一度金額の再提示をいただいています。労側としては、連合熊本の賃上げ率の数字を離れてしまうと、具体的にこういう計算だからこうなるということは示しがたいのだけれども、労使協調で引上げ金額を探っていくというところを尊重していただきまして、熊本県内の募集時給として出されていた資料の中で一番下の金額であった時間額800円、これであれば使側が厳しいと言っている百貨店の状況に照らしても問題ないので

はないかということで、プラス8円、800円というのが労側の再提示の金額でございました。

これに対して、使側からも譲歩がありまして、地賃の引上げ額、プラス3円と同じところまでは譲歩すると。実際、地賃と特賃は趣旨が違うものですから、地賃の引上げ額分をそのまま上げろという話でもないのですが、ここはやはり労使協調して合意できる額を探るというところで引上げをいただいたものでした。

第2回目はこのような経過をたどり、第3回目、予備日に開かれた10月2日におきまして、労側が地賃の上げ幅であった3円にプラス1円、これはそれまでの見解の表明の仕方や中身からすると、到底求めていた数字には達しないものだということだったのだと思いますが、強く訴えられていたのは、この3つの特賃の中でも百貨店は低い水準にとどまっていた、このような機会に少しだけでも、労使一致した上で地賃との差を広げたいと、その積み重ねというものを希望もするし大切にしたいというふうにおっしゃられていたのが印象深かったです。

使側も、これは産業分類のしほりによるものですが、百貨店と総合スーパーで、特にこのコロナ禍ではお互いの業況の推移も明暗が分かれているところがあって、それを同じ枠の中で議論しなきゃいけない、ただ、その困難の中にあって労使協調ということを重視してプラス4円というところまで引き上げていただき、全会一致に至りました。そのような経過をたどり、プラス4円、時間額796円という数字で結審することができました。以上報告です。

会長 ありがとうございます。ただいまの電気機械専門部会、輸送機械専門部会及び百貨店専門部会報告におきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告につきましては、ご理解いただけたということにしたいと思います。

(マスコミ 入室)

会長 それでは、再開いたします。報道機関の方がお見えですので、あらためまして、ここで当審議会から労働局長へ、電気機械専門部会、輸送機械専門部会及び百貨店専門部会の答申文を渡した

いと思います。

先ほど説明いたしましたけれども、それぞれの3つの特定最低賃金専門部会においては、全会一致で結審しましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とし、答申されております。そのため、答申文日付は本日ではなくて、それぞれ各専門部会が結審をした日となっておりますことを申し上げておきます。

では、答申文を渡しておきます。

労働局長

ありがとうございました。

それでは、ただいま会長より電気機械専門部会、輸送機械専門部会、百貨店専門部会の答申文をいただきました。誠にありがとうございました。短い期間の審議で、3特定最賃ともに全会一致ということで、この決議をもって審議会を結審するという結果をいただきまして、大変ありがたく思っているところでございます。

今年度は、地域最賃の場面でも申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大があったり、7月豪雨で多大な被災があったりした渦中での審議ということで、大変消耗しながら汗をかいて全会一致にさせていただいたのではないかなということでございます。あらためて御礼を申し上げたいと思っております。

今後は、いただいた答申を踏まえまして、12月15日指定日発効のための所定の手続きを進めてまいりたいと思っております。その間におきましては、熊本労働局といたしましては、丁寧かつ漏れのない周知を行うことにより、今回の最低賃金の改定が熊本県の雇用の維持と経済活動の双方にとってプラスとなるような結果を目指して取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

会長

ありがとうございました。今、労働局長からもありましたように、今年は地賃の引上げ額の目安が中賃から示されなかったという状況下で、熊本の最低賃金の議論がスタートしました。このような例年と状況が大きく異なる中での特定最賃の議論でしたが3つ専門部会すべてで全会一致の結論が得られたということ

は、労使双方の真摯な議論の結果だったろうと思います。

先ほども、ちょっと申しましたけれども、熊本地震から4年半、それからコロナがあって、7月になって豪雨災害がございました。こういう中で、特に使側からは、最賃引上げができる状況ではない、非常に厳しいんだということの状況が繰り返し語られました。それに対して、労側の方は、それでも最低賃金というものの性格からすると、できるだけ賃金を上げていくということで、熊本の働く環境を整備したいという意見がありました。

結果的には、3部会ともプラス4円ということで数字が横並びにはなりましたけれども、プラス3円だった地賃の引上げ額にさらに1円上乘せされた額ということになりますが、実はそのプラス4円に込めた思いは、それぞれ各部会とも違うような気がいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思います。特定最低賃金に係ります3つの専門部会の廃止についてでございますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

最低賃金審議会令第6条第7項で、最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとするとしております。本日14日から熊本地方最低賃金審議会の答申要旨に関する公示を10月29日までいたします。それに対する異議申出が提出されれば、本審を10月30日に開催しますが、異議申出がない場合は本審を開催する必要がございませんので、本日の本審におきまして、特定最低賃金専門部会がその任務を終了したときは、当該専門部会を廃止するとの議決をあらかじめお願いしたいということでございます。以上よろしく願いいたします。

会長

それでは、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会、熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会、以上3つを任務が終了したところで廃止することとしてよろしいでしょうか。

全員

はい。

会長 どうもありがとうございました。それでは、この3つの専門部
会については10月29日までに答申に対する異議申出がなされ
なかった場合は廃止することといたします。以上です。

賃金指導官 では、すいません、ここでまた報道機関の方は、ご退出を願
いいたします。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、事務局から説明がありますので、よろしく願
いいたします。

賃金室長 次は、特定産業別最低賃金の新設につきまして、説明させて
いただきたいと思います。医療従事者、看護師、介護職員等にお
ける特定最低賃金の新設についてですけれども、こちら、お手元
の方に厚生労働省のホームページから出力したリーフレットを配
布しております。

このリーフレットの4枚目の「特定最低賃金の決定・改正・廃
止の申出」という表題がございまして、こちらの「労働協約ケ
ース」というところに、特定最低賃金を新しく決定する場合の要件
が書かれております。まず、「(原則として1,000人以上)に
適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合」
でという条件がございまして、左が「新しく決定する場合の申出
の要件は」というところがございますけれども、こちらでは、「基
幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受け」、かつ「労
働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行わ
れる申出である」ということとございます。

2ページに戻っていただきますと、前から2ページ目ござ
いますけれども、こちらの「適用対象」というところに「産業又
は職業ごとに適用」という部分が記載されておりますが、この特定
最低賃金は、日本標準産業分類の小/細分類ごとに適用される
ものとなっております。

この要件でみますと、日本標準産業の小/細分類は、介護労働
者は老人福祉介護事業、看護師は病院または一般診療所の区分
けになります。そういった適用対象の労使からの申出が必要に

なってくるという要件がございます。なお、現在のところ、全国的に医療、介護業務従事者の特定最低賃金はございません。以上でございます。

会長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

前回の審議会で、使側委員から、医療看護従事者、看護師、介護職員等にかかる新しい特定最低賃金を設けたらどうかというご提案があり、今、事務局の方から手続き上の説明があったかと思えます。確かに、医療や介護の現場が抱えている問題の話等々もございまして、趣旨はよく理解できるところであります。

ただし、議論をどうやって今からしていくかですね。先ほどの特定最低賃金新設の要件を満たすためには労側・使側でそれぞれ現状把握と意思統一を図る必要もあるでしょうし、医師会等の関係機関との連絡調整の必要もあるでしょうから、その影響もいろいろ広範囲にわたると思えますので、今の説明を受けて丁寧な議論をそれぞれ労使双方で意見を聞きながら継続していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、本日の議事録及び資料の公開についてですけれども、議事録については公開、資料については公開としますが、専門部会の審議経過部分につきましては、先ほどもお聞きのように提示額の金額がそのまま報告されておりますので、非公開にしたいと思えます。よろしいでしょうか。

全員 はい。

会長 それでは、本日の議事録については公開とします。それから、資料につきましては公開としますが、専門部会の審議経過部分については非公開としたいと思います。なお、審議経過は金額審議の過程が記載されておりますので、その取り扱いには十分ご注意をお願いしたいと思います。

次に、事務局から今後の審議会の日程等についての説明をお願いします。

賃金室長 特定最低賃金の改正につきましては、本日14日から15日

間、熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行うこととなります。10月29日までに異議申出がありました場合、第13回本審、異議審を10月30日金曜日午後1時から、こちらのA棟1階大会議室で予定しておりますので、そのときはあらためてお知らせ申し上げます。異議申出が出てきた場合は、即時にメールいたします。異議申出がない場合は、10月29日17時過ぎに最終的な連絡をいたします。

今後、行われる審議会につきましてですけれども、各委員の皆様の日程を確認させていただきましても、3月3日から3月10日までの間で、第14回本審を開催いたしますので、日程表を送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長 確認いたします。3月3日から3月10日までの間ですね。

賃金室長 はい。

会長 皆さんも、日程の確保等よろしくお願いいたします。それでは、何かご質問ご意見はございませんでしょうか。

なければ、本日の審議会を終了したいと思いますけれども、先ほども申しましたように、今年の中賃が引上げ額の目安示さずという状態で始まりまして、それから地賃が3円、私どもの方で上げて、結果的にいろいろ評価はあるんですけども、全国的な議論をリードというのは言い過ぎでしょうけれども、一定の影響を与えたような感じがしております。それが1つ。

それから、特定最賃の3つの専門部部会の中で労使一致による結論が出せたということで、そういう意味では熊本方式ということで、私は、今年は一定の成果を上げた審議会ではなかったかなと思います。これは、労側、使側、それぞれの歩み寄りをもたらしたものだろろうと思います。引き続き、この経験をこれからの熊本で生かしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の審議会を終了いたしたいと思います。ありがとうございました。

全員 ありがとうございます。